

| | |
|--------|-------|
| 管理 No. | 申 048 |
|--------|-------|

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:市民部 文化振興課
(総務係)

| | |
|---------------|--|
| 根拠区分 | 条例・規則 |
| 許認可等の名称 | 奈良市美術館の使用承認 |
| 根拠条例・規則の名称／条項 | 奈良市美術館条例(平成 15 年奈良市条例第 32 号) 第 6 条 |
| 処分権者 | 指定管理者 |
| 審査基準 | <p>奈良市美術館の使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市美術館条例 第6条・奈良市美術館条例施行規則(平成 15 年奈良市規則第 45 号) 第 6 条・奈良市美術館運用基準 <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市美術館条例】 (展示室の使用の不承認)</p> <p>第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、展示室の使用を承認してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。(2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。 <p>【奈良市美術館条例施行規則】 (展示室の使用承認)</p> <p>第6条 展示室の使用承認は、入場料が無料の場合に限り行うものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">2 指定管理者は、展示室の使用を承認したときは、奈良市美術館展示室使用承認書(別記第3号様式。以下「承認書」という。)に承認印(別記第3号様式の2)を押して申請者に交付するものとする。3 使用者は、展示室の使用に当たっては、承認書を携帯し、係員の求めに応じ、これを提示しなければならない。 |
| 標準処理期間 | 即日 |
| 最終更新日 | 平成 31 年4月1日更新 |